

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を

改正する法律案委員会修正要旨

附則に、政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするを規定する。